

平成 21 年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の
評価書

平成 22 年 8 月 5 日
環境省独立行政法人評価委員会

総合評価： A

概 評

独立行政法人環境再生保全機構は、平成 16 年 4 月に旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団を統合し、公害に係る健康被害の補償及び予防、環境の保全に関する民間団体の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出と環境の保全を図ることを目的として設立された。その後、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、平成 18 年 3 月から石綿健康被害救済業務が新たに追加された。

第二期中期目標期間の初年度となる平成 21 年度においては、年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項については、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

業務の質の向上に関する事項

公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収を計画どおり行った。また、納付義務者や都道府県等に対する的確な指導、利便性の向上への取組及び事務処理の効率化を図った。

公害健康被害予防事業については、事業の重点化・効率化を適切に推進するとともに、前年度実施の事業参加者アンケートに基づき満足度やニーズを把握し、事業内容に反映させ、事業の改善が進められた。しかしながら、一部の事業においては社会情勢の変化に対応できていないものもあり更なる事業の見直しが必要である。

地球環境基金業務については、国の政策目標等に沿った調査研究事業の重点化への取組や、利用者の利便性向上のための努力が認められた。また、助成事業における事後評価を適切に実施した。さらに、募金活動を積極的に実施したことにより、基金創設以来最大の民間寄付金の受け入れとなった。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、助成事業の実施状況についてホームページで公表を行うなど、中期目標の達成に向け、概ね適切に成果を上げた。

維持管理積立金の管理業務については、資金の運用、積立金の管理、積立者への運用状況の報告等を、適正に実施した。

石綿健康被害救済業務については、救済制度について確實かつ広範な広報活動を実施するとともに、被害者の認定について迅速な処理を行った。また、制度見直しに対する準備を進めるなど、着実な成果を上げた。

機構の組織・業務の運営に関する事項

平成21年度は、業務体制の効率化を行い管理職4名を削減するなど業務体制の効率化を進めた。内部統制機能の強化を目的に、コンプライアンスマニュアルを作成し、職員に対し周知徹底を図るため研修を実施した。また、情報セキュリティ体制の強化を図った。今後は、組織全体の見直しを行うことにより、組織運営の一層の効率化を図るとともに、内部統制体制の強化に向けた取組を強力に推進する必要がある。

経費の効率化・削減については、一般管理費及び事業費ともに目標を上回る削減を行うとともに、その増減内容を明らかにした。

今後は、事業の質を維持・改善しつつ、効率化・削減の具体的な内容を示しながら、引き続き推進されることを期待する。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」に基づき、外部委員による契約監視委員会を設置し、契約内容の点検を実施した。その結果を受けて「随意契約等見直し計画」を策定し公表した。また、契約の適正性確保の観点から規程の見直しを実施するなど適正な契約事務に取り組んだ。

業務における環境配慮については、電気使用量の削減による温室効果ガスの排出削減等に取り組み前年度以上の成果を上げた。また、環境報告書を作成・公表した。

財務内容の改善に関する事項

財務の状況については、平成21年度の総利益は、17億円であり、その主な要因は、公害健康被害補償予防勘定における計画を上回る運用利息等〔0.5億円〕と承継勘定における利息の収支差等〔16億円〕によるものである。

資金運用については、資金運営委員会での決定事項を基に、各資金の運用方針を定め、これに基づき、安全かつ効率的な運用が行われた。

また、承継業務に係る債権・債務の処理については、破産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権回収についても目標を上回る実績を上げた。

さらに、短期借入金については、資金管理を適正に行うことにより、財投借入金等の償還を円滑に行いつつ、その限度額を超えない運用が行われた。

その他の業務運営に関する重要事項

人事評価制度による評価結果を昇給及び賞与に反映させるとともに、常勤職員数を削減するなど人事に関する中期計画の目標達成に向けて着実な取組がなされている。他方、役職員の給与水準等は、国家公務員よりも給与水準が高いため、管理部門及び管理職員の削減に取り組む必要がある。また、福利厚生費については、職員旅行補助等の支出を廃止した。

事項別評価

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下に示すとおり、各業務において適正な運営が図られ、それぞれの業務について、適切に成果を上あげていると判断し、A評価とする。

〔公害健康被害補償業務〕(評価：A)

1．汚染負荷量賦課金の徴収(評価：A)

未申告督促、実地調査、委託事業者の指導等により、収納率は99%以上を維持した。虚偽申告等を防止するため、59工場の実地調査を実施し、適正な申告について指導し、成果を上げた。一般競争入札により、委託業務の効率化を図り、委託費を前年度比7%以上削減した。また、全国で納付義務者への説明会を開催し、申告書の作成や算定方法等に対して、説明・指導を行い、ホームページを拡充するなど、納付義務者の利便性の向上を図った。

今後は、オンライン申請を強力に推進する必要がある。

2．都道府県等に対する納付金の納付(評価：A)

都道府県に対する納付金の納付を確実に行うとともに、業務システムの改良、現地指導の強化、オンライン申請の推進等により、事務処理の効率化を図った。特にオンライン申請については、昨年度の45%から68%へと大幅に増加した。

また、新型インフルエンザ予防接種について迅速に対応した。

〔公害健康被害予防事業〕(評価：B)

1．収入の安定的な確保と事業の重点化(評価：A)

運用方針に基づき、安全かつ有利に基金を運用し、収入の安定確保を図り、助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業の3事業(以下「ソフト3事業」という。)に重点化して実施し、効率化を進めた。

2．ニーズの把握と事業内容の改善(評価：B)

患者等の満足度やニーズを的確に把握し、事業内容へ反映させ、事業の改善を図った。しかしながら、事業の結果分析並びにそれを踏まえた今後の改善策が十分説明されていない。

また、長期的な事業効果の把握、水泳以外の事業効果等に関する調査について検討すべきである。

3．調査研究(評価：B)

調査研究を公募により実施し、評価委員会の事後評価がなされているが、研究成果が具体的にどのように業務に反映されたかについて、明確化されていない。

また、エコドライブはCO₂対策としては有効と思われるが、環境改善事業としての有効性は疑問である。

4．知識の普及及び情報提供(評価：B)

パンフレットの作成、講演会の開催、ホームページの活用等により情報提供や知識の普及に努め、アンケート調査で評価されている。しかし、エコカーフェアやエコドライブコンテスト事業については、国によるエコ製品への補助金制度等の導入もあり、「エコ」に対する社会の理解は格段に高まっており、今後、必要性を早急に見直すべきである。

5．研修の実施（評価：B）

過去の受講者アンケートの結果からカリキュラムの見直しが行われ、参加者からは高い評価を得ているが、更に受講者数の増加を図る工夫が必要である。

6．助成事業（評価：A）

ソフト3事業へ重点化して助成を実施し、成果を上げた。

〔地球環境基金業務〕（評価：A）

1．助成事業に係る事項（評価：A）

地球温暖化防止・生物多様性保全等の国の政策に基づく重点分野に助成を行い、海外においてもアジア太平洋地域での助成活動に重点化した。また、第三者委員会による事後評価結果を、助成金募集案内に反映させ、情報提供を強化するなど、利用者の利便性の向上を図った。

今後とも、助成事業の重点化、事後評価結果の活用並びに事務処理の効率化による利便性向上が図られることを期待する。

2．振興事業に係る事項（評価：A）

当年度から3年計画で、環境NGO・NPOの活動を調査する事業を開始し、当年度は2,000件以上の団体情報を収集することができた。また、研修参加者からのアンケート調査により、研修ニーズの把握に努め、意見・要望を研修や講座に反映させ、参加者から高い評価を得た。今後とも、NGO・NPOの活動の調査結果及びアンケート調査を踏まえて研修内容を一層充実すべきである。

3．地球環境基金の運用等について（評価：A）

広報媒体の新規開拓等、広報活動を強力かつ効果的に推進し、また、募金方法をインターネット銀行等にも広げ、当年度の民間企業からの寄付金額は、基金創設以来の最高額を記録した。

〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〕（評価：B）

助成業務を適正に実行し、助成金交付状況をホームページで公表した。しかし、ホームページでの公表内容、方法について改善が必要である。

〔維持管理積立金の管理業務〕（評価：A）

資金運用を含め、積立金の管理を適正に行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知を適切に実施した。

〔石綿健康被害救済業務〕（評価：A）

1．救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施（評価：A）

従来からの広報に加え、医療関係者や患者に対する広報活動をきめ細かく実施するなど、総合的な広報活動を展開した。

アンケート調査によりニーズの把握に努め、広報の効果測定を実施するなど、業務内容を改善した。

また、申請者相談窓口やフリーダイヤルの設置、住民相談会の開催、ホームページでの情報提供の拡充等により、相談業務全般の対応を強化した。

2．制度運営の円滑化等（評価：A）

認定患者等のニーズをアンケート調査によりの確に把握し、その結果により広報や申請・認定・給付手続を改善し、また、情報公開を積極的に行った。

3．認定・支給の適正な実施（評価：A）

法律改正の周知、広報及び認定・支給に係わる事務処理を迅速かつ的確に行った。また、保健所担当者向けに申請手続についての説明会を円滑に開催した。

4．安全かつ効率的な業務実施体制の構築（評価：A）

個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則、個人情報取扱手順書、情報セキュリティ対策実施手順書を作成するなど、申請者・請求者等の個人情報管理に関する情報セキュリティについては一層の高度化が図られた。

しかしながら、情報セキュリティの確保等により認定・給付システムの再構築には遅れが見られており、今後は改善が必要である。

5．救済給付費用の徴収（評価：A）

拠出金は、適正かつ円滑に徴収・収納された。法律改正に伴う徴収方法の変更については、周知徹底を図った。

6．救済制度の見直しへの対応（評価：A）

指定疾病の追加や制度の見直しについて、情報収集に努めるとともに、検討チーム立ち上げるなど、必要な準備を行った。

・業務運営の効率化に関する事項

以下に示すとおり、組織運営の効率化、業務運営の効率化、経費の効率化・削減及び業務における環境配慮について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1．組織運営の効率化（評価：A）

管理職を4名削減するなど組織運営の効率化に向けた人員配置と業務分担の一部見直しが行われた。

今後は、全面的な組織全体の見直しを行うことにより、組織運営の一層の効率化を図るとともに、内部統制体制の強化に向けた取り組みを強力に推進する必要がある。

2．業務運営の効率化（評価：A）

一般管理費及び業務経費は、一般競争入札による調達コストの削減効果により縮減され、また、契約に関しては、競争的契約の割合を高め、一定額以上の契約はホームページで公表し、随意契約の審査体制を強化した。

他方、依然国家公務員より給与水準が高いため、組織全体の見直し、人員の最適配置、管理職の削減等により、役職員の給与水準の適正化を図るべきである。

3．業務における環境配慮（評価：A）

電気使用量の削減が計画とおり実施されるなど温室効果ガスの削減が図られるとともに、環境報告書を作成するなど、適切に実施された。

・財務内容の改善に関する事項

以下に示すとおり、財務の状況、承継業務に係る債権・債務の適切な処理、短期借入金の限度額について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1．財務の状況（評価：A）

平成21年度の総利益は17億円であり、その主な要因は、公害健康被害補償予防勘定における計画を上回る運用利息等〔0.5億円〕と承継勘定における利息の収支差等〔16億円〕によるものである。

利益剰余金は、前年度末の108億円に対して、平成21年度は、国庫納付額30億円、繰越積立金取崩額0.3億円、当期積立額17億円を計上し、当期末残高は95億円となった。

なお、損益の要因分析については、改善が必要である。

2．承継業務に係る債権・債務の適切な処理（評価：A）

平成21年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、382億円と前年度末に比べ54億円減少した。その主な要因は、回収が38億円、貸倒償却が2億円である。

サービサーの新規委託については、当年度18億円の新たな委託を行い、中期目標に対する達成率は64%となった。

今後とも、個別債権管理を厳格に行い、回収を強力に推進すべきである。

3．短期借入金の限度額（評価：A）

計画的かつ機動的な資金管理により、限度内での借入を行い、財投借入金等の償還を円滑に実行した。

4．重要な財産の処分等に関する計画（評価：A）

戸塚宿舎の処分についても、売却へ向けた交渉を始めており、適切に手順を踏んでいる。

．その他業務運営に関する重要事項

以下に示すとおり、人事に関する計画、役職員の給与水準、その他の中期目標を達成するために必要な事項について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1．人事に関する計画（評価：A）

職員1名の削減をはじめ、コンプライアンス、士気高揚、メンタルヘルス等の研修拡充、人事評価制度に基づく昇給・賞与額の決定等を行った。

しかしながら、今後は、組織全体の再構築と職員の最適配置を行い、組織運営の一層の効率化を強力に推進する必要がある。

2．積立金の処分に関する事項（評価：A）

業務財源に必要な金額を積立金として承認を受け、承認に沿って執行した。

(総合評価: A)

	評価比率	総合評価		
		大項目	中項目	小項目
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	50%	A 3.72	1.95	
<公害健康被害補償業務>	10%		A 4.00	0.40
1 汚染負荷量賦課金の徴収	5%			A 4 0.20
2 都道府県に対する納付金の納付	5%			A 4 0.20
<公害健康被害予防事業>	5%		B 3.33	0.17
1 収入の安定的な確保と事業の重点化	1%			A 4 0.04
2 ニーズの把握と事業内容の改善	1%			B 3 0.03
3 調査研究	1%			B 3 0.03
4 知識の普及及び情報提供の実施	1%			B 3 0.03
5 研修の実施	1%			B 3 0.03
6 助成事業	1%			A 4 0.04
<地球環境基金業務>	10%		A 4.00	0.40
1 助成事業に係る事項	5%			A 4 0.20
2 振興事業に係る事項	2%			A 4 0.08
3 地球環境基金の運用等	3%			A 4 0.12
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	5%		B 3	0.18
<維持管理積立金の管理業務>			A 4	
<石綿健康被害救済業務>	20%		A 4.00	0.80
1 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	3%			A 4 0.12
2 制度運営の円滑化等	3%			A 4 0.12
3 認定・支給の適正な実施	5%			A 4 0.20
4 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	2%			A 4 0.08
5 救済給付費用の徴収	5%			A 4 0.20
6 救済制度の見直しへの対応	2%			A 4 0.08
II 業務運営の効率化に関する事項	23%	A 4.00	0.92	
1 組織運営	6%			A 4 0.24
2 業務運営の効率化	15%			A 4 0.60
3 業務における環境配慮	2%			A 4 0.08
III 財務内容の改善に関する事項	20%	A 4.00	0.80	
1 予算				
2 財務の状況	10%			A 4 0.40
3 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	8%			A 4 0.32
4 短期借入金の限度額				A 4 0.08
5 重要な財産の処分等に関する計画				A 4 0.08
6 剰余金の使途	2%			
7 保有資産の見直し				
IV その他業務運営に関する重要事項	7%	A 4.00	0.28	
1 職員人事に関する計画	5%			A 4 0.20
2 積立金の処分に関する事項	2%			A 4 0.08
総合評価			A	3.95